

令和5年度調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金 交付実施要項

1 目的

この要項は、調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和5年度に社会教育関係登録団体活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する際に必要な事項について定めるものとする。

2 事前調査

補助金交付のための予算編成にあたり、事前調査を行う。

- (1) 調査期間：令和4年9月1日（木）から9月30日（金）まで
- (2) 調査方法：調布市社会教育関係団体に登録のある全ての団体あてに通知し、補助金を受けようとする団体から以下の書類の提出を求める。
 - ア 事前調査書（様式1）
 - イ 収支予算書（様式2）

3 交付申請

補助金の交付を申請する団体（原則として事前調査書類を提出した団体）は、決められた期日（令和5年4月中旬頃を予定）までに以下の書類を提出する。

- (1) 調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金交付申請書
- (2) 収支予算書（原則として事前調査による収支予算書と同内容）
- (3) 会員名簿

4 交付決定通知書

3の(1)～(3)の内容を審査し、調布市社会教育委員の会議において意見を聞いたうえで、交付の可否を決定する。決定後、各申請団体宛てに補助金交付（不交付）決定通知書を送付する。

5 実績報告

事業終了後30日以内に、以下の書類を提出する。

- (1) 調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金実績報告書
- (2) 収支決算報告書 ※領収書（写し可）を添付
- (3) 当該事業の広報紙その他参考になるもの

6 補助金額確定通知書

5の(1)～(3)の内容を審査及び必要に応じて調査を行ったうえで、調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金額確定通知書等を各交付決定団体宛てに送付する。

7 補助金の請求及び支払い方法

調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金額確定通知を受けた団体の代表者は、速やかに、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、提出から30日以内に口座振替の方法により補助金の交付を受けるものとする。

(1) 請求書

8 その他留意事項

調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金交付要綱の第2補助対象事業 2「補助金の交付対象となる事業は、1年度につき1登録団体1事業に限る」に基づき、交付対象経費は、実績報告書の報告日までに支出されたものを審査の対象とする。